

入札保証金説明書

入札公告の10. 入札保証金の免除が該当しない場合は入札保証金を納めていただきます。
入札保証金の額は、見積もる契約金額の100分の5以上とします。
入札保証金の額が足りなかった場合、その入札は無効となります。
また、入札するときに保証金が納付済みであることを証する書類を呈示しなければなりません。【入札保証金納入領収書提示期限：令和6年3月26日（火）12:00まで】

*見積もる契約金額とは、消費税を含む金額です。

納付書による方法

事前に担当者へ連絡した上で、以下の納付方法によること。

(納付方法)

- ①第3号様式の入札保証金納付書発行依頼書の必要事項を記入し、令和6年3月18日（月）12:00までに企業局総務企画課へ提出する。（FAX可、後日原本を提出のこと）
- ②納付書を当課から受け取り、沖縄県出納事務局会計課のホームページ「沖縄県公金収納取扱金融機関」による<http://www.pref.okinawa.lg.jp/site/suito/kaikei/kokuhi/koukintoriatukai.html>で入札保証金を納める。
- ③納付先金融機関から受領書を受け取る。
- ④令和6年3月26日（火）12:00までに当課へ受領書の写しを提出する。（FAX可、後日受領書写しを提出のこと）

(入札保証金の還付)

- ・落札しなかった場合は、第4号様式の入札保証金還付請求書を企業局総務企画課へ提出する。約2週間後に指定された口座に振り込みます。
- ・落札した場合は、納付すべき契約保証金に充当する。充当しない場合は、契約保証金を徴収後、先に納付済みの入札保証金を還付する。
*落札した場合、契約金額の100分の10以上を契約締結前に納付する必要がある。

沖縄県企業局総務企画課 総務班：伊佐

TEL：098-866-2803 FAX：098-866-2819